

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第13号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年香川県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 本庁の部長の職又はこれに相当する職にある職員 12,000円</p> <p>(2) 本庁の次長の職又はこれに相当する職にある職員 10,000円</p> <p>(3) <u>本庁の課長の職又はこれに相当する職（出先機関の長以外の職にあつては、給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）別表第1の区分欄に定める区分（以下「給料の特別調整額の区分」という。）が5種である職に限る。）にある職員 8,500円</u></p> <p>(4) 前3号及び次号に掲げる職員以外の職員 7,000円</p> <p>(5) <u>県立学校の事務部長の職（給料の特別調整額の区分が9種である職に限る。）にある職員 6,000円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第14条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 本庁の部長の職及びこれに相当する職にある職員 12,000円</p> <p>(2) 本庁の次長の職及びこれに相当する職にある職員 10,000円</p> <p>(3) <u>本庁の課長の職並びにこれに相当する職のうち、給料の特別調整額表に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）別表の支給割合（以下「特別調整額の支給割合」という。）が100分の16である職及び出先機関の長の職（特別調整額の支給割合が100分の16である職を除く。）にある職員 8,000円</u></p> <p>(4) 前3号及び次号に掲げる職員以外の職員 6,000円</p> <p>(5) <u>高等学校の事務部長の職（特別調整額の支給割合が100分の8である職に限る。）及びこれに相当する職にある職員 4,000円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。